

令和元年（2019年）

第5回可児市議会定例会議案

令和元年11月28日

目 次

議案第77号	令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第78号	令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	1
議案第79号	令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について	2
議案第80号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第81号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第82号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第83号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第84号	請負契約の締結について	24
議案第85号	請負契約の締結について	25
議案第86号	指定管理者の指定について	26
議案第87号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について	27

議案第77号

令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第78号

令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第79号

令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第80号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)												
第9条 (略)	第9条 (略)												
2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。												
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 (円)	1	<u>374,000</u>	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 (円)	1	<u>375,000</u>	(略)	
号給	給料月額 (円)												
1	<u>374,000</u>												
(略)													
号給	給料月額 (円)												
1	<u>375,000</u>												
(略)													

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第81号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第82号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にとっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にとっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第83号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5</u>（特定管理職員にあっては、100分の112.5）、<u>12</u></p>

<p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>月に支給する場合においては100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
-------------------------------	--

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(住居手当)</p> <p>第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市の規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市の規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、</p>

<p>任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場 合においては100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）</u>、<u>12月に支給する場 合においては100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条及び第2条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場
合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第3条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例第12条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以

下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市の規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第12条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市の規則で定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第12条の3第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第12条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

別表（第2条関係）
別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	

44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	

	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
	94		294,900	342,600	381,400	393,300	412,500	
	95		295,200	343,100	381,800	393,600	412,800	
	96		295,600	343,500	382,200	393,800	413,000	
	97		295,800	343,700	382,500	394,000	413,200	
	98		296,100	344,100	382,900	394,300	413,500	
	99		296,500	344,500	383,300	394,600	413,800	
	100		296,900	344,800	383,700	394,800	414,000	
	101		297,100	345,100	384,000	395,000	414,200	
	102		297,400	345,500	384,400	395,300	414,500	
	103		297,800	345,900	384,800	395,600	414,800	
	104		298,100	346,300	385,200	395,800	415,000	
	105		298,300	346,800	385,500	396,000	415,200	
	106		298,600	347,200	385,900	396,300	415,500	
	107		299,000	347,600	386,300	396,600	415,800	
	108		299,300	348,000	386,700	396,800	416,000	
	109		299,500	348,500	387,000	397,000		
	110		299,900	348,900	387,400			
	111		300,300	349,200	387,800			
	112		300,600	349,500	388,200			
	113		300,800	350,000	388,500			
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員	—	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700
	2	166,700	194,500	242,000	263,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600
	4	169,600	198,600	245,600	265,700
	5	171,000	200,700	247,000	266,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200
	7	174,000	205,300	249,400	268,000
	8	175,500	207,500	250,700	268,900
	9	176,700	209,800	251,700	270,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800
	12	181,500	213,800	254,500	273,000
	13	182,900	215,200	255,700	274,300
	14	184,900	216,600	256,800	275,400
	15	186,900	218,100	257,600	276,600
	16	188,900	219,300	258,600	278,000
	17	191,000	220,700	259,100	279,300
	18	193,100	222,200	260,000	280,600
	19	195,200	223,700	261,000	281,600
	20	197,300	225,200	261,800	282,800
	21	199,300	226,300	262,700	284,400
	22	201,500	228,000	263,600	286,000
	23	203,700	229,700	264,500	287,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600
	25	207,800	232,700	266,700	289,900
	26	209,100	234,400	267,600	291,500
	27	210,300	236,100	268,800	293,200
	28	211,600	237,800	270,000	294,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600
	31	215,200	242,100	274,100	299,200
	32	216,400	243,200	275,400	300,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300
	34	219,000	245,500	278,400	303,800
	35	220,300	246,400	279,600	305,400
	36	221,600	247,500	280,800	307,000
	37	222,700	248,400	282,400	308,300
38	224,100	249,500	283,600	309,700	

39	225,400	250,400	285,000	311,100
40	226,800	251,500	286,200	312,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600
43	230,500	253,700	290,500	317,000
44	231,900	254,400	292,100	318,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300
46	234,500	256,100	294,800	320,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600
49	238,100	259,000	298,900	324,700
50	239,200	260,000	300,200	326,100
51	240,200	261,200	301,400	327,400
52	241,300	262,400	302,800	328,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100
54	243,300	264,900	305,500	331,500
55	244,200	266,200	306,900	332,900
56	245,200	267,500	308,300	334,200
57	245,900	269,000	309,100	335,100
58	246,900	270,500	310,300	336,400
59	247,600	271,900	311,500	337,600
60	248,400	273,300	312,900	338,900
61	249,200	274,700	314,000	340,000
62	250,200	276,000	315,300	340,900
63	251,000	277,400	316,600	342,100
64	252,000	278,500	317,800	343,400
65	252,900	279,900	319,100	344,500
66	253,700	281,400	320,400	345,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900
68	255,700	284,400	323,000	348,000
69	256,500	285,500	323,700	349,000
70	257,500	287,000	324,800	350,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100
72	259,400	289,900	326,800	352,200
73	260,800	290,900	328,100	353,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100
75	263,200	293,500	329,900	355,200
76	264,300	294,800	331,100	356,300
77	265,300	296,200	332,200	357,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800
79	267,500	298,700	334,500	358,600
80	268,500	300,000	335,700	359,300

81	269,400	300,500	336,800	359,900
82	270,400	301,700	337,900	360,400
83	271,500	302,800	338,900	361,000
84	272,600	304,000	340,000	361,500
85	273,400	305,100	340,900	362,100
86	274,300	306,300	341,900	362,600
87	275,400	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700
89	277,300	309,900	344,800	364,100
90		311,100	345,600	364,500
91		312,300	346,400	365,100
92		313,500	347,200	365,600
93		314,300	347,800	365,900
94		315,000	348,400	366,400
95		315,700	349,100	366,800
96		316,300	349,700	367,100
97		317,000	350,100	367,700
98		317,300	350,500	368,200
99		317,900	351,000	368,700
100		318,600	351,400	369,200
101		319,000	351,900	369,800
102		319,600	352,300	370,300
103		320,200	352,800	370,800
104		320,800	353,200	371,200
105		321,200	353,500	371,800
106		321,700	354,000	372,300
107		322,200	354,400	372,800
108		322,700	354,700	373,300
109		323,100	355,200	373,900
110		323,500	355,700	374,300
111		323,800	356,200	374,800
112		324,100	356,700	375,300
113		324,500	357,200	375,900
114		324,900	357,700	
115		325,300	358,200	
116		325,600	358,600	
117		325,800	359,000	
118		326,100	359,400	
119		326,500	359,900	
120		326,700	360,400	
121		326,900	360,800	

	122		327,200	361,300	
	123		327,500	361,800	
	124		327,800	362,300	
	125		328,000	362,600	
	126		328,300		
	127		328,700		
	128		328,900		
	129		329,100		
再任用職員	—	235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600
	3	162,200	213,100	258,000	279,200
	4	163,400	214,800	259,600	280,700
	5	164,300	216,500	260,500	282,500
	6	165,800	218,300	261,800	284,500
	7	167,200	220,100	263,200	286,600
	8	168,600	221,800	264,500	288,900
	9	169,800	223,500	265,700	290,800
	10	171,200	225,000	267,100	292,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900
	12	174,100	227,800	269,500	296,900
	13	175,500	229,200	270,800	298,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800
	16	179,900	234,000	275,600	304,900
	17	181,400	235,400	277,200	306,900
	18	183,200	237,000	279,000	309,000
	19	184,900	238,500	280,600	311,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200
	21	188,000	241,000	283,700	315,100
	22	189,600	242,400	285,500	317,200
	23	191,300	243,700	286,900	319,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500
	25	194,500	246,500	290,400	323,500
	26	196,200	248,200	291,900	325,500
	27	198,000	249,700	293,600	327,600
	28	199,700	251,400	295,200	329,600
	29	201,500	252,800	296,400	331,400
	30	203,000	254,100	298,100	333,500
	31	204,500	255,300	299,800	335,400
	32	205,900	256,600	301,400	337,500
	33	207,100	257,900	302,900	339,100
	34	208,400	259,100	304,500	341,000
	35	209,700	260,400	306,000	342,800
	36	210,900	261,600	307,600	344,700
	37	212,100	263,000	309,100	345,900
38	213,500	264,300	310,600	347,800	

39	214,900	265,900	312,000	349,700
40	216,300	267,400	313,600	351,500
41	217,300	268,800	314,900	353,400
42	218,500	270,300	316,500	355,200
43	219,600	271,800	318,000	357,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700
45	221,700	274,900	320,500	360,500
46	222,800	276,400	321,700	361,900
47	223,700	277,900	322,900	363,400
48	224,700	279,400	324,100	364,800
49	225,500	280,900	325,100	365,800
50	226,600	282,300	326,100	366,900
51	227,700	283,800	327,000	368,000
52	228,500	285,100	328,000	369,100
53	228,900	286,400	328,900	370,000
54	230,000	287,900	329,600	370,600
55	230,700	289,300	330,400	371,400
56	231,400	290,800	331,200	372,200
57	232,200	292,200	331,800	373,000
58	233,100	293,600	332,300	373,800
59	233,900	295,100	332,900	374,600
60	234,800	296,600	333,400	375,400
61	235,800	297,700	333,900	376,300
62	236,400	299,200	334,100	377,000
63	237,300	300,400	334,700	377,700
64	238,100	301,900	335,300	378,400
65	239,000	303,000	335,600	378,700
66	240,000	304,300	336,100	379,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900
68	241,900	306,700	337,100	380,600
69	242,900	307,400	337,600	381,000
70	244,000	308,500	338,100	381,700
71	244,900	309,700	338,500	382,300
72	245,700	310,900	339,000	382,900
73	246,400	312,200	339,200	383,300
74	247,400	312,900	339,700	383,900
75	248,400	313,600	340,200	384,500
76	249,200	314,200	340,700	385,100
77	250,000	315,000	341,000	385,500
78	251,000	315,700	341,400	386,000
79	252,000	316,400	341,900	386,500
80	253,000	317,100	342,300	387,100

81	253,900	317,400	342,500	387,600
82	254,600	317,700	342,800	388,000
83	255,600	318,300	343,300	388,400
84	256,600	318,600	343,700	388,800
85	257,200	319,000	344,000	389,000
86	258,000	319,300	344,300	389,200
87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102		325,100		
103		325,400		
104		325,700		
105		326,100		
106		326,300		
107		326,600		
108		327,000		
109		327,400		
110		327,700		
111		328,100		
112		328,400		
113		328,700		
114		329,100		
115		329,400		
116		329,600		
117		329,800		
118		330,100		
119		330,500		
120		330,900		
121		331,100		

	122		331,300		
	123		331,500		
	124		331,700		
	125		331,900		
	126		332,100		
	127		332,300		
	128		332,500		
	129		332,700		
	130		332,900		
	131		333,100		
	132		333,300		
	133		333,500		
	134		333,700		
	135		333,900		
	136		334,100		
	137		334,300		
	138		334,500		
	139		334,700		
	140		334,900		
	141		335,100		
再任用職員	—	201,500	241,000	255,300	288,400

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第84号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 目的 | 可児市文化創造センター大規模改修工事（舞台照明設備工事） |
| 2 | 方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 金額 | 253,000,000円 |
| 4 | 相手方 | 愛知県名古屋市東区武平町五丁目1番地
丸茂電機株式会社名古屋営業所 所長 田中 徹 |

議案第85号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 目的 | 可児市文化創造センター大規模改修工事（舞台機構設備工事） |
| 2 | 方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 金額 | 250,800,000円 |
| 4 | 相手方 | 愛知県名古屋市中村区二瀬町161番地
三精工事サービス株式会社名古屋支店 支店長 梶原 智 |

議案第86号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市福祉センター |
| 2 指定管理者の名称等 | 岐阜市宇佐南三丁目6番20号
株式会社技研サービス 代表取締役 棚橋 泰之 |
| 3 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第87号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜
県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をも
って岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組
合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合同約を
次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条
の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

可児市長 富田 成輝

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号
許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、中濃地域農業共済事務組合」及び「、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済
事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。